

住民税均等割のみ課税世帯に対する 物価高騰重点支援給付金のご案内

- 物価高騰重点支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
※申請期限：令和6年5月31日

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

給付対象と申請の手続き方法

支給対象となる世帯

令和5年度「住民税均等割のみ課税者」または「住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者」で構成されている世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外です

- 対象となる世帯には、町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を同封しております。（※基準日：令和5年12月1日）
- 記載内容を確認して、同封の返信用封筒で健康福祉課福祉室に**返信してください。**

【確認事項】 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

飯豊町役場 健康福祉課 福祉室

受付時間 平日8:30~17:15



0238-86-2233